

事務連絡
令和7年11月28日

都道府県鳥獣行政担当部（局）長 殿

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室長

「緊急銃獵への協力のお願いについて（R7.11）」の作成について

11月14日の「クマ被害対策等に関する関係閣僚会議」において「クマ被害対策パッケージ」が新たに決定されました。本パッケージにおいては、環境省が「緊急銃獵における民事責任、刑事責任、行政処分の考え方について、丁寧に周知を図ることにより、捕獲者の不安等を払拭することとされています。

これを踏まえ、別添のとおり、「緊急銃獵への協力のお願いについて（R7.11）」を作成しましたので、お知らせいたします。

「緊急銃獵ガイドライン」（令和7年7月環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室）においては、緊急銃獵の実施に備え、平時から、捕獲者を含む必要な人員の確保を行うよう推奨しております。捕獲者に協力を依頼する際等に「緊急銃獵への協力のお願いについて（R7.11）」をご活用下さい。

なお、「緊急銃獵への協力のお願いについて（R7.11）」は、令和7年度中に予定している「緊急銃獵ガイドライン」の改定の際に、当該ガイドラインの付属資料に追加することで、当該ガイドラインの一部とする予定です。

本事務連絡は、貴都道府県内の市町村担当部局にもご周知願います。

（以上）